

花巻市市民団体等活動支援事業補助金

～市民団体の活動を応援します～

Q. どんな団体が対象になるの？

A. 市内を拠点として活動する共通の目的を持った市民で構成された市民団体等が対象です。

Q. どんな事業に使えるの？

A. 市民団体が自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶ事業で、**新たに取り組む**営利を目的としない事業が対象になります。

※政治・宗教活動や営利目的の事業は対象になりません。

Q. 補助金額はどれくらい？

A. 補助対象経費の3分の2以内（限度額30万円）です。

※同一年度内に交付を受けられるのは1団体につき1事業です。

※翌年度以降も事業を継続する場合は3回まで、毎年度申請が必要です。

ご活用
ください！



【申込締切】令和9年1月29日（金）

※申請は先着順で随時審査・採択し予算に達した時点で受付を終了します。

これまで採択した主な事業

令和5年度

「秋の大運動会開催」事業

（インボルブ花巻設立準備委員会）

親子が触れ合う機会を創出し、親子のコミュニケーションの活性化を目的として運動会を開催しました。運動会を通じて、新たなコミュニティの創出や運動習慣形成のきっかけを作ることができました。

令和6年度

「『淵澤能恵顕彰の記録』発行」事業

（淵澤能恵を顕彰する会）

淵澤能恵を顕彰する会が顕彰活動を始めてから20周年を迎えるのを機に、淵澤能恵の功績を後世に遺すための記録誌を発行しました。作成した記録誌は市立図書館などに配布しました。

令和7年度

「アクロバティックエンターテイメントショー『筋魂感』開催」事業

（花巻子ども劇場）

子どもたちの友情と自主性・創造性を育み、美しい心と真実を愛する豊かな人間性をつちかうため、身体を使って限界に挑戦したパフォーマンスショーを開催しました。

これまで採択したその他の事業は花巻市ホームページに掲載しています。併せてご覧ください。

市民団体等活動支援事業補助金手続の流れ

事業に関する相談・申請は、随時受け付けています。ただし、申請は先着順で随時審査・採択し、予算に達した時点で受付を終了します。事業内容の確認や金額の修正など一定の時間を要する場合がありますので、余裕をもった申請をお願いします。補助金の手続について詳しくは募集要項をご覧ください。

①地域づくり課へ事前相談

事業内容についてお話を伺います。事業内容が分かる書類などをご持参のうえ、**地域づくり課**にご相談ください。

②担当課の決定

事業内容に基づき、担当課を決めます。

③担当課と事前協議

担当課と申請する団体が、事業の内容について協議を行います。

④提出書類を作成

申請書などの提出書類を作成します。

⑤地域づくり課へ申請

申請書類を提出します。（申請について詳しくは募集要項をご覧ください）申請の際には提出書類の確認及び内容の聞き取りを行いますので、事業内容を説明できる方が必ずご持参ください。

地域づくり課で審査を行います

⑥交付決定

前金払希望の場合は、事業実施前に請求書の提出が必要となります

⑦事業着手・実施

事業の変更・中止・廃止の場合は申請が必要となります

⑧事業完了

※事業完了後15日以内
または 令和9年3月31日（水）
いずれか早い日までに提出

⑨補助金請求（精算）

期限までに提出書類をご持参ください。提出書類の確認及び内容の聞き取りを行いますので、事業内容を説明できる方が必ずご持参ください。

⑩補助金の振込



皆さまからの
相談をお待ちし
ています！

花巻市地域振興部地域づくり課

☎41-3514（直通）